

相模原事務所研修施設の活用に関する具体的な検討事項

第 1 施設の利用見込み

1. 国民生活センター事業における活用（利用計画の具体化）

(1) 研修の実施

①従来の消費生活相談員、地方行政職員向け研修の見直し

- ・研修内容
座学中心から参加型中心の研修
商品テスト施設の活用
- ・コース数
- ・受講者数

②研修の拡充が求められる施策への対応

- ・「消費者教育の担い手」に対する研修
- ・「地域サポーター」に対する研修
など

(2) 研修以外の事業における活用

- ①会議での利用
- ②その他

2. 国民生活センター以外の者による活用

(1) 消費者庁・関係省庁による活用

- ①消費者庁（法執行研修など）
- ②関係省庁（消費者庁と連携）

3. 外部貸し出し（市場化テストの活用）

- (1) 事業者団体
- (2) 消費者団体
- (3) 施設周辺機関（共同事業の可能性）
- (4) その他

【研修の実施主体と研修受講者】

		研修受講者					
		消費生活相談員	地方行政職員	消費者庁職員	国家公務員 一般	消費者教育の 担い手（教員、 民生委員、介 護福祉士等）	地域サポーター （消費生活協力 員）
実施 主体	国セン	○	○		△ (検討中)	○	○
	消費者庁		○	○	○		
	関係省庁				○		

第2 長期を含めたコスト

1. 研修施設再開のために必要なコスト

(1) 施設・設備の改修

(2) 施設の整備

①図書資料館

②食堂

③その他

2. コストの計算方法

3. 外部施設で研修を実施する場合のコスト